附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

（申請、処分等に関する経過措置）

第二条　この省令の施行前に労働基準監督署長に対して行われた許可、認定その他の処分の申請、届出、報告その他の手続又は労働基準監督署長が行った許可、認定その他の処分等は、この省令による改正後の厚生労働省組織規則（以下「新規則」という。）の規定により当該事務を取り扱うこととされた労働基準監督署長に対して行われ、又はその労働基準監督署長が行ったものとみなす。

第三条　この省令の施行前に公共職業安定所若しくはその長に対して行われた求人若しくは求職の申込み、申請、届出、請求等又は公共職業安定所若しくはその長が行った処分等は、新規則の規定により当該事務を取り扱うこととされた公共職業安定所若しくはその長に対して行われ、又はその公共職業安定所若しくはその長が行ったものとみなす。

○厚生労働省令第六十九号

物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第五条第一項の規定に基づき、厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日　厚生労働大臣　小宮山洋子

厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令の一部を改正する省令

厚生労働省の所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成十二年厚生省労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表大臣官房会計課長の項中「一般会計」の下に「及び東日本大震災復興特別会計」を加える。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行し、平成二十四年度の予算から適用する。

○厚生労働省令第七十号

沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第七十八条第三項の規定に基づき、沖縄振興特別措置法に基づく就職指導等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日　厚生労働大臣　小宮山洋子

沖縄振興特別措置法に基づく就職指導等に関する省令の一部を改正する省令

沖縄振興特別措置法に基づく就職指導等に関する省令（平成十四年厚生労働省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第七百九十二条」を「第七百九十三条」に改める。

第四条第二項中「第三十二条」を「第三十条」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十五号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第二十一条第三項及び農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十二条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日　農林水産大臣　鹿野　道彦

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「（対外政策調整室及び国際専門官）」に改め、同条第一項中「並びに」を「及び」に改め、「及び海外情報連絡調整官一人」を削り、同条第五項を削る。

第十六条第一項中「九十九人」を「九十八人」に改める。

第二十九条第一項中「二人」を「一人」に改め、同条第六項中「、命を受けて」を削る。

第六十三条の見出し中「、災害対策調整官」を削り、同条第一項中「、災害対策調整官一人」を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第百六十二条第十五号中「経理」の下に「並びに東日本大震災復興特別会計の経理（農林水産省の所掌に係るものに限る。）」を加え、同条第十六号中「処分」の下に「並びに東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分（農林水産省の所掌に係るものに限る。）」を加え、同条第十七号中「の管理」の下に「並びに東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理（農林水産省の所掌に係るものに限る。）」を加える。

第百七十二条第三号中「経理」の下に「並びに東日本大震災復興特別会計の経理（農林水産省の所掌に係るものに限る。）」を加え、同条第四号中「処分」の下に「並びに東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分（農林水産省の所掌に係るものに限る。）」を加え、同条第五号中「の管理」の下に「並びに東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理（農林水産省の所掌に係るものに限る。）」を加える。

第百七十七条第二項第二号中「処分」の下に「並びに東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分（農林水産省の所掌に係るものに限る。）」を加え、同項第三号中「の管理」の下に「並びに東日本大震災復興特別会計に属する物品の管理（農林水産省の所掌に係るものに限る。）」を加える。

第二百九十三条第四号中「並びに北海道農政事務所の所属」を削り、「物品の管理」の下に「並びに東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理（農林水産省の所掌に係るものに限る。）」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号中「経理」の下に「並びに東日本大震災復興特別会計の経理（農林水産省の所掌に係るものに限る。）」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　行政財産及び物品の管理に関すること。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○経済産業省令第三十一号

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十一号）の一部の施行に伴い、自転車競技法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日　経済産業大臣　枝野　幸男

自転車競技法施行規則等の一部を改正する省令

（自転車競技法施行規則の一部改正）

第一条　自転車競技法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号及び第三号中「経済産業大臣が告示で定める回数以上」を削り、「を超えない範囲内」を「以内」に改め、同項第五号中「経済産業大臣が告示定める日数以上」を削り、「を超えない範囲内」を「以内」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

（電磁的記録）

第十八条の二　法第八条第三項の経済産業省令で定める記録は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製するファイルに記録されたものとする。

（小型自動車競走法施行規則の一部改正）

第二条　小型自動車競走法施行規則（平成十四年経済産業省令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号及び第二号中「経済産業大臣が告示で定める回数以上」を削り、「を超えない範囲内」を「以内」に改め、同項第三号中「経済産業大臣が告示定める日数以上」を削り、「を超えない範囲内」を「以内」に改める。